

後期高齢者医療 被保険者証と保険料決定通知書を送付

被保険者証と保険料決定通知書を送付

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんに、7月中旬に被保険者証(桃色)を送付します。

保険料の決定と支払い方法

平成27年度保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は均等割額と所得割額の合計額で、被保険者一人ひとりに納めていただきます。所得の低い人については保険料の軽減措置(表1)があります。

■均等割額の軽減
世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

【表1】

軽減割合	軽減の要件
9割	8.5割軽減に該当する世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない
8.5割	世帯の総所得金額等の合計額が33万円以下
5割	世帯の総所得金額等の合計額が、(33万円+26万円×被保険者数)以下
2割	世帯の総所得金額等の合計額が、(33万円+47万円×被保険者数)以下

■所得割額軽減措置
総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人に、所得割額が5割軽減されます。

■1カ月の自己負担限度額

【表2】

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%(※1) [44,400円](※2)
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ 8,000円 低所得Ⅰ	24,600円 15,000円

- ※1 「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算
※2 「44,000円」は後期高齢者医療制度において、過去12カ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合の4回目以降の額
※所得区分
・現役並み所得者…窓口負担割合が3割の人
・一般…窓口負担割合が1割で住民税課税世帯の人
・低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の人
・低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、かつ所得(必要経費等控除後)が0円の人

り負担割合が1割になります。
▽軽減要件
①世帯内の被保険者が1人の場合、収入金額が383万円未満。
②世帯内の被保険者が2人以上の場合、収入金額の合計が520万円未満。
③世帯内の被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、それらの収入金額の合計が520万円未満。
▽申請に必要なもの 被保険者証、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写し等)、印かん
医療費が高額になったとき
1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超えている部分が、高額療養費として支給されます。(表2)
ただし、差額ベッド代など、保険診療外のものは対象になりません。該当する人は、初回のみ口座登録のための申請書を送付します。
なお、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人で、医療費が高額になる場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。医療機関での窓口負担が自己負担限度額までの支払いになり、入院時の食事代が減額されます。
※1カ月の医療費とは、月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担分。
◆問い合わせ 国保医療課

福祉医療

8月からの新受給者証を送付

老人医療(満65歳、69歳)、ひとり親家庭医療、重度障害者(児)医療の福祉医療費受給者証は、8月1日から翌年7月31日までの1年間をひと区切り(年度)として交付しています。現在交付している受給者証の有効期限が7月31日で切れるため、引き続き該当する人には、市から7月末までに新しい受給者証を郵送します。8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。

▽申請に必要なもの 健康保険証、印かん、ひとり親家庭は戸籍謄本、重度障害者(児)または重度心身障害者老人健康管理事業対象者は身体障害者手帳が療育手帳

■所得制限額

区 分			扶養人数	0 人	1 人	2 人	以降 1 人につき
老人医療	昭和25年 8月1日以前 生まれ	老人世帯 (60歳以上の 人のみ)	本 人	1,595千円 以下	1,975千円 以下	2,355千円 以下	380千円 加算
			扶養義務者	6,287千円 未満	6,536千円 未満	6,749千円 未満	213千円 加算
		一般世帯 (60歳未満の 人がいる)	世帯全員が所得税非課税				
	昭和25年 8月2日以降生まれ	世帯全員が所得税非課税					
障害者医療・重度心身障害老人 健康管理事業			本 人	3,604千円 以下	3,984千円 以下	4,364千円 以下	380千円 加算
			扶養義務者	6,287千円 未満	6,536千円 未満	6,749千円 未満	213千円 加算
ひとり親家庭医療			本人および 同居の扶養 義務者	2,360千円 未満	2,740千円 未満	3,120千円 未満	380千円 加算

※上記の額は、平成26年度中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料控除を差し引いた額です。

老人医療費支給制度 8月からの所得制限が変更

8月2日以降に65歳になる人(昭和25年8月2日以降生まれの人)から、老人医療費支給制度の対象になります。※経過措置として、昭和25年8月1日以前生まれの人は、従来の所得制限が適用されます。

◆問い合わせ 国保医療課
満65歳から69歳で、新たに申請する人は、健康保険証と印かんを持参し、国保医療課で申請手続きをしてください。老人医療費支給制度が適用されると、医療費の自己負担が軽減されます。